

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件
  - 県営土地改良事業計画を変更した件二件
  - 土地改良法により換地計画を定めた件二件
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件二件
- 公 告**
- 県営土地改良事業の工事が完了した件

## 告 示

### 福島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年二月三日から同年六月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリいわき店 福島県いわき市鹿島町久保梅田一番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者
    - 名称 株式会社ニトリ
    - 代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
    - 住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年九月二十四日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千七百七十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百六十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十五台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和八年一月二十三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、広野

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月四日から

同 月二十四日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

広野町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

**福島県告示第五十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、南屋形地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月四日から

同 月二十四日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

**福島県告示第五十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、小高東部地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月四日から

同 月二十四日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村基盤整備課）

**福島県告示第五十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、栃窪地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月四日から

同 月二十四日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十

五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。  
 また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

**福島県告示第五十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和八年二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町針生字下広窪四三三の一六、四三三の一八、四三三の二七
  - 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町高野字堂平山二七四三の一(次の図に示す部分に限る。)、二七四三の二から二七四三の一四まで、字猿倉山二七三七の一、二七三七の一〇、二七三七の一
- 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町金井沢字向山一二二〇の一・一二二〇の四八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一二二〇の四六

- 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町中ノ井字大峯山甲六〇七、甲六一七
- 五 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- 六 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町湯ノ花字唐沢丁一二二五の一、丁一二二五の五〇から丁一二二五の五八まで
  - 六 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
  - 七 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 大沼郡金山町大字山入字鳴山山三一七〇の二五
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字鳴山山三一七〇の二五（次の図に示す部分に限る。）
      - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳴山山三一七〇の二五（次の図に示す部分に限る。）
      - (3) その他の森林については、主伐に係る代採種を定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡金山町大字小栗山字小桑原二〇三の一から二〇三の三まで、二〇三の六から二〇三の八まで、二五五から二五七まで、字牧場二五八の一、二五八の二、三四二の二、三四三、三四四、三四五の四
- 三 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 四 大沼郡金山町大字小栗山字中丸一四七四の二、字四十苅一七〇三の三、字菅場一四五八の三、一四五八の四
  - 五 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 六 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡金山町大字大塩字高盛五二五八の一
- 五 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 六 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡金山町大字西谷字西勝一〇〇九の三、一〇一〇の二、一〇一一の二、一〇一二の二、一〇一三の二、一〇一四の二、一〇一七の二、字菅沼二六三の二、二六四の二、二六五の二、二六六の三、二六七の三、字二十苅一一一五の二、一一一六の二、一一一七の二、一一一八の二、一一一九の二、一一一九の二、一一一九の二
- 六 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 七 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字玉梨字荷出沢三一四八の三  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字玉梨字沢入八一八の乙、八一八の二、八一九の一、八一九の二、三六六四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字川口字堀ノ沢一六二六の一、一六二六の三、字船久保一六五四の一、一六五九から一六六一まで、字栗ノ牧居平一八二五の一、一八二六の一から一八二六の三まで、字登戸一七六〇、一七六九、一七七〇の一、字崩間一七〇二の一から一七〇二の三まで、一七〇三から一七〇五まで、一七一四、一七一五  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字小栗山字腰巻二二四六の一、二二四六の二、字堂平二〇五三の一から二〇五三の三まで、二〇五四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 2 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字横田字中丸二〇一の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

公 告

公告第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、梁田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業)の工事は令和七年十二月二十四日完了したので公告する。

令和八年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)